

「東京に原発を！」の社会学的意味

井 上 孝 夫

千葉大学・教育学部

Sociological Meaning of 'Build the Nuclear Power Plant in TOKYO!'

INOUE Takao

Chiba University, Faculty of Education

〔要約〕「東京に原発を！」という標語は文字通り、東京に原発を建設し稼働させることではない。それは最終的に、原発を新規増設することなく、既存の原発についても廃棄することを意味する。このことは2011年の福島第一原発におけるシヴィア・アクシデント以降、不可避となった。その社会的過程について展望する。

キーワード：地域開発 (regional development) むつ小川原開発 (Mutsu-Ogawara Development Plan)
脱原発 (abandoning nuclear power generation)

第1節 「東京に原発を！」の意味

日本の原子力発電所は海岸沿いの過疎地に立地している。海岸沿いにある理由は大量に必要な冷却水を海水から調達するためである。また、過疎地にある理由は事故による危険性を考えれば、人口密集地よりは過疎地にあった方が被害を小さく抑えることができると考えているからである。この点については、1996年6月24日に開催された「第5回原子力政策円卓会議」の席上、伊原義徳・原子力委員長代理が述べたように、「(原発は) 大きな事故を起こす可能性がゼロではない。その時に受ける人口集団の放射線量をできるだけ低くする。それが一番重要なことで、そのために人口密集地を避ける」(『朝日新聞』1996年6月25日付初出、ここでは訂正版で引用) としている⁽¹⁾。とはいえ、原発は多重防御システムを備えているので安全である、といわれる。それならば、過疎地におかずに東京に設置してもいいではないか、という問題提起も可能となる⁽²⁾。

ただし、それは現実にはなかなか困難である。その理由を藤沢 (2012) は次のように指摘する。まず、東京は地価が高いため広大な土地を必要とする発電所施設をつくるのには費用がかかりすぎる。次に、人口が多い分、住民の合意を得るための「政治的コスト」がかかりすぎる。そして万一シヴィア・アクシデントが発生した場合、長期にわたってその土地が使えなくなってしまうおそれがあり、「重要な機能が集中している東京に原発を作ることはまったくもって合理的ではない」⁽³⁾。

では、「東京に原発を！」という言葉は妥当性を欠いているのだろうか。そうではない。万が一のシヴィア・アクシデントを考えれば、原発は過疎地であろうと東京であろうとどこにもつくってはいけなないのだ。これが「東京に原発を！」の真の意味合いである。とはいえ、過疎地の開発だとか地域振興の名のもとに原発はつくられてきた。ここではいくつかの事例から、その経過をたどり、

真の意味での「東京に原発を！」の実現へと至る過程を探ってみたい。

第2節 開発の真相——鹿島とむつ小川原——

1. 鹿島開発の負の遺産

まず、開発の真相を確認することから始めたい。取り上げるのは茨城県の鹿島である⁽⁴⁾。現在、鹿島海岸の一部では「素粒材養浜事業」が実施されている。1960年代初め、この一帯に臨海工業地帯をつくる計画が持ち上がり、併せて掘り込み式の鹿島港がつけられた。港や工業用地を維持し利用するためには、防潮堤も必要で、巨大な突堤が設置された。当然のことだが、それによって潮流が変わり、じわじわと沿岸の砂浜が侵食されていったのである。

中岡哲郎『コンビナートの労働と社会』(中岡, 1972) はこの鹿島開発を主題にした研究書だが、当時は侵食のことはあまり顕在化しておらず、周辺の海岸の変化に関しては、工場からの廃液によって海水浴場が汚染され閉鎖されるに至った、とする記述がみられる。その後、排水規制が強化されて水質も改善され、海水浴場も復活したが、今度は侵食が顕著になっていった。

この事態に対して、茨城県が採用した侵食対策は、ほぼ1000メートルおきにヘッドランドというT字型の人工岬を設置していくことだった。岬と岬に囲まれたポケットビーチをつくれれば砂浜が安定し侵食が収まる、という考えからである。しかし結果をみると、侵食の速度が遅くはなるものの、侵食そのものを食い止めることはできなかった。

そこで実験的に考えられたのが、素粒材養浜である。素粒材とは、砂よりも粗い直径2.5ミリから13ミリ程度の碎石のことで、これを波打ち際に撒いておくと、季節ごとの風向きの変化によって、冬期は砂が侵食されるものの春から夏にかけては砂が堆積し砂浜が復活するという。

その現場を確かめてみる。まず、鹿島港から3キロほ

連絡先著者：t-inoue@faculty.chiba-u.jp

ど北側の海岸をめざす。海岸近くの道がわかりにくく、何となく「よそ者」を拒んでいるような感じもある。いずれにしても、海岸に直接出る、という感じではなく、集落のあいだをくぐり抜けていく、といった方が適切だろう。ようやくコンクリートでつくられた堤防のうえに出ると、その下はいきなり海であった。砂浜は完全に失われている、といってもよい。ただ、消波ブロック（商品名テトラポッド）がおかれているところではブロックと堤防のあいだに砂が堆積している。素材材養浜の現場は、ここから少し北に行った第6突堤から第7突堤に至る箇所である。鹿島海岸の南から突堤に番号が付けられているようで、この第6突堤から北側がヘッドランドになっている。確かにこのあたりでは砂が堆積していて、砂浜といった感じはある。夏場に向かって、砂の堆積はさらにすすんでいくのかもしれないが、海岸侵食を食い止めることができるかどうかは疑問も残る。この海岸侵食は開発に伴う「負の遺産」である。

2. むつ小川原開発の社会的分析？

さて、その鹿島開発をモデルにして開発構想が練られたのが青森県の「むつ小川原開発」であった。農民をはじめとする住民の保有する土地を買い上げ、工業用地を整備して、そこに石油化学コンビナートを建設しよう、というわけである。しかし実際にはそこに進出する工場はなく、遊休化したその土地は核燃料廃棄物の貯蔵所や核燃料サイクル工場といった放射性物質の一大集積場へと転化しつつある⁽⁵⁾。もちろんこの一連の過程はすんなりとすすんでいったわけではなく、多くの反対運動が展開し、いまもつづいている。そして2011年3月の福島第一原発の事故を契機に、核燃料サイクル計画そのものの中止を求める声も高まっている。

このような状況のなか、2012年3月10日付で『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』（船橋・長谷川・飯島、2012）が刊行された。著者は、3名となっているが、このうち飯島は、すでに死亡しているので遺稿が掲載されているのかと思ったのだが、実際には1998年に刊行された『巨大地域開発の構想と帰結 むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』（船橋・長谷川・飯島編、1998）に書かれた原稿の再録であった。というよりも、今回刊行されたのはこの旧著の改訂版といった性格のものであったのである。

そこには、「福島原発事故を契機に構想を練り直し、新版として本書を刊行」（船橋・長谷川・飯島、2012：352）とある。内容は、旧著における原子力政策、地域開発、住民運動、政策決定などを引き継いでいるようだ。しかし一読してみて、①年表風の平板な記述と、②「意思決定の合理性」あるいは「民主的な世論」に基づく計画の遂行という枠組みから事実経過を批判する、といった感じである。これをいい換えると、①については、よそ者が上澄みだけみて論評しているにすぎない感があり、②については、国家と資本の本性を理解していない、といえる。著者たちは反原発、反核燃の立場に立っているようなのだが、住民の生活や心情への想像力は持ち合わせていない。

3. むつ小川原開発の真相

この本が刊行されて10日ほど経ってから、『朝日新聞』に連載中の「プロメテウスの罠」の新シリーズ「ロスの灯り」が始まった⁽⁶⁾。テーマは、まさしく青森県の「核燃」問題である。むつ小川原開発から核燃に至る過程で、第一に語るべきは青森県知事を務めた北村正哉をおいてほかにはいない⁽⁷⁾。新シリーズの表題「ロスの灯り」とは1963年、当時青森県議会議員だった北村が酪農視察のために欧米に出かけた際に、飛行機のなかから夢中になってみたという「ロサンゼルス夜の明るさ」のことを指している。北村はその明るさに魅了され酪農視察に行ったはずなのに、大規模な工業開発の構想を練る。「下北半島を青森県のロサンゼルスにしたかったんだ」（連載第2回）というわけである。北村は「土地の広さと湖沼の多さで、下北半島は石油化学コンビナートの適地だと信じて疑わなかった」（連載第3回）。しかし北村の考えがすぐに受け入れられたわけではない。その頃、青森県は県内の資源を活用した工業化をすすめていこうとしていた。だが結局、失敗した。そのことも関係したのだろう、1967年、県知事への再選を果たした竹内俊吉は北村を副知事に任命した。そしてここから、むつ小川原開発へとすすんでいくのである。

結果は、無残なものに終わった。用地を買収したものの、そこに進出する企業はなかったのである。このあたりの経緯について『核燃料サイクル施設の社会学』の著者は、公害問題、ドル・ショック、石油ショックなどといった「経済情勢の大きな変化」（船橋・長谷川・飯島、2012：29）に原因を求めている。これは、通説といったところだろう。

それに対して、「ロスの灯り」は、『新全国総合開発計画』（1969年）のなかにむつ小川原開発を位置づけた経済企画庁の当事者・下河辺淳に取材する。下河辺の回答は、「企業は最初から進出する気がなかった」という通説をひっくり返す意外なものだった。「下河辺は、経済情勢の悪化は、下北半島に企業が行かなかった原因にはなっていないと語る。石油危機や、金とドルの交換を停止したニクソン・ショック。そうしたことは関係ないのだといった」。当時、コンビナートといえは公害発生源の迷惑施設だったのだ。だから、そうした工場が集地的に立地する太平洋ベルト地帯から追い出して、公害による被害を分散化させようというねらいはあった。しかし現地視察に行った企業側は、「下北半島に移転したら家族や教育のことが心配だ」といい、計画を担当した経済企画庁は、「汚染と引っ越しは直接結びつかない」と考えていた、という（以上、連載第16回）。

では、なぜ新全総にむつ小川原開発は盛り込まれたのか、という疑問がわく。下河辺の回答は明快で、池田内閣の所得倍增計画の補足だ、というのである。補足、という表現は多少わかりにくいだが、要するに、経済活動の基本は太平洋ベルト地帯におくが、その地域の「独り勝ち」というわけにもいかない。そこで「地域間の均衡ある発展」をうたう全総（1962年）、新全総（1969年）が登場した、というわけである。別の表現をすれば、自民党政権の継続をはかるべく、地方支持層にも夢と希望をもたらすような未来を描いてみた、ということなのだろう。

う。その結果は何かといえば、「下河辺によると、全総も新全総も政治的な産物で、むつ小川原開発は、企業による土地購入の実需がない中でおこなわれた『国家的原野商法』だったことになる」（以上、連載第17回）。

ということで、下河辺の証言に基づいていえば、自民党政権、官僚、そして企業のそれぞれの思惑のなかで、むつ小川原開発という虚構の計画がつくれ、そのなかで青森県民は踊らされた、ということになる。年表の整理だけしていても本質はみえてこない。

4. 開発促進への道

それにしても、「ロスの灯り」は事の本質を抉っている点でおもしろい。むつ小川原開発をめぐる、青森県庁では「国策に乗った」と思い込んでいただろうが、地元の六ヶ所村はただちに賛成したわけではない。それが、1973年の村長選挙で開発派が当選する。そのからくりについても見事に暴いている。

その前にまず、『核燃料サイクル施設の社会学』の記述をみておこう。

「開発の具体的進展に伴い、翌1973年には、六ヶ所村内の開発推進派と反対派が、村を二分して激しく争うことになった。・・・[中略－引用者]・・・1973年を通して、土地買収は本格化し、同年末には、累計で、開発区域内の民有地のほぼ7割にあたる2260ヘクタールの用地が買収されることとなった。買収の進展は、次第に反対派の勢力を縮小させ、賛成派の勢力を伸張させることとなった。1973年12月の六ヶ所村村長選挙は、開発の成否にとっても、村の進路にとっても、大きな岐路となった。開発反対を掲げ反対運動の先頭になってきた寺下村長に對抗して、開発の推進の立場で古川伊勢松氏が立候補し、激しい選挙戦の結果、古川氏（2566票）が僅差で、寺下氏（2487票）および積極推進派の沼尾氏（1863票）を破り、新村長に当選した」（船橋・長谷川・飯島、2012：28－29）。

この記述で描かれているのは、用地買収の進展とともに、開発賛成派が優位に立つ、という理解である。それに対して、「ロスの灯り」は次のように書く。

「推進派が多数を占めるようになった村議会を代表して、議長の古川伊勢松が条件付き賛成を掲げて、現職の寺下に挑む構えをみせた。

それでも古川地盤は村北部の泊集落だけだ。寺下は村中央部をおさえている。下馬評では寺下の方が優位とみられていた。

開発の是非に決着がつく。それがこの村長選挙の意味だった。寺下が勝てばむつ小川原開発は止まる。県はあせる。

知事の竹内俊吉から、書生たちに指示が飛んだ。『もう1人立てて寺下の票を割れ。三派戦、やれじゃ』（連載第14回）。

こうして寺下と同じ地盤をもつ第三の候補が立った。この候補も開発推進派だったが、古川票をあまり食うこ

ともなく、寺下票を食って、古川の当選を導いた（連載第15回）。つまり、竹内の戦術は的中したのである。このことはつまり、村の有権者は開発推進・反対という単純二分法では捉え切れず、集落ごとの対立という要素も重要になる、ということを示している。したがって、『核燃料サイクル施設の社会学』の著者が描くような単純二分法図式は間違いである。

5. 核燃誘致への道

むつ小川原開発では用地買収はしたものの、進出したのは国家石油備蓄基地だけで、大半は遊休化した。1980年代、そこに出てきたのが核燃料サイクル基地の話である。1985年4月、知事・北村はこの話に正式に乗った。「国策民営事業」に満足していたという（連載第18回）。そして、ソ連のチェルノブイリ原発事故を契機に高まる反対運動に対しても、ついに決定を覆すことはなかった。北村という人が一貫しているのは、「開発は国策に乗れ」ということである。だから、むつ小川原開発が虚構の構想だったとしても、そして土地買収が原野商法だったとしても、決して国にだまされたとは思っていない。ついには、ほかに引き受け手がない核燃料サイクル基地であっても、それが国策と結びついている限りは受け入れるのである。ただし、「核燃」については、相当深く考えたことをうかがうことができる。

このあたりの事情について、「ロスの灯り」の記述はかなり粗くなっている。そこで、まず、再び『核燃料サイクル施設の社会学』の記述を取り上げてみることにしよう。核燃のむつ小川原開発地域への誘致について、『日本経済新聞』1984年1月1日付、『東奥日報』1985年1月23日付、『デーリー東北』1984年4月22日付の記事などに基いて、次のようにいう。

「離島への立地要請が暗礁にのりあげつつあった83年時点で、電力業界とむつ小川原開発株式会社との間で折衝が進んでいったとみられる」（船橋・長谷川・飯島、2012：45）。

「みられる」といういい方は推測で書いているということだが、これも表面をみただけの記述である。北村の回想をまとめた『人生80年 前青森県知事北村正哉の軌跡』（北村、2000）と突き合わせてみれば、それがわかる。以下、その回想記から北村の取り組みを要約しておこう⁽⁸⁾。

実際のところ、日本原燃サービスが青森県に核燃の立地要請をしたのは1981年6月のことだった⁽⁹⁾。電力業界の「特使」としてやって来たのは、東北電力の社員として東通原発の立地やむつ小川原の用地買収をつうじて青森県と太いパイプをもつ平沢哲夫という人物で、当時、原燃サービスの専務に就任したばかりだった。だが知事・北村は、事業の危険性を案じて消極的だった。この動きを察知したむつ小川原開発株式会社は電力業界、科学技術庁、資源エネルギー庁に対して、積極的に誘致をはたらきかけた⁽¹⁰⁾。「原野商法」の当事者であり、またそれに翻弄されもしたこの会社は、1982年度末までに2500ヘクタールの工業用地と1000億円の債務を抱え、「どこへ

でもいいから土地を売らねば」と考えていた。社長の阿部陽一は、知事・北村の説得にも乗り出した。北村の心は揺れ動いたが、最終的には、「電気事業連合会（電事連）が立地要請の主体となること」と「国策の一環であること」を条件に受け入れる決断をした⁽¹¹⁾。1984年4月、電事連会長・平岩外四は北村の提示した条件を受け入れ、青森県に対して正式に核燃立地の要請を行なった（この時点では候補地は「下北半島太平洋岸」とされ、六ヶ所村という地名はない。東通村の原発用地のことも念頭にあったためである）。この正式要請を受けて、六ヶ所村も東通村も、さらには津軽の市浦村までもが誘致を要望した。安全性の確保が大前提になるわけだが、「総事業費1兆円」、「出稼ぎ者の就労の場」などという言葉にうまみがあったのだ。そして同年7月27日、電事連は立地を六ヶ所村にすることで、青森県に協力を求めるに至った。おそらく市浦は論外で、東通は漁業補償交渉が難航中と聞いて除外、すんなりいくのは六ヶ所村、という見込みに基づいた決定だった。

北村はその後、動燃のサイクル施設や海外（フランス、オランダ、西ドイツ）の施設を視察し、「各界各層の意見を聞いて」立地の是非を判断するという姿勢を貫いた⁽¹²⁾。その一方で、青森県労働組合会議が中心になってすすめた県民投票条例の要求に対しては、「なじまない」として、拒否した。

北村の判断の最後のよりどころは、有沢広己（日本原子力産業会議議長、日本学士院院長）の「多重防護で危険性を防ぐことが可能です」という言葉だったという⁽¹³⁾。これを受けて北村の気持ちは固まった。そして年度内の決定表明へと動く。1985年2月25日の記者会見で受け入れを表明し、4月9日の県議会全員協議会の場で正式に受諾を発表したのだった。

この核燃正式受諾に至る一連の過程について、『核燃料サイクル施設の社会学』は「1984年4月の段階で、青森県首脳部は立地受諾という態度決定を実質的にしていたと推定されるのであり、以後、1年間にわたる『安全性の確認』と『県論集約』は、それを正当化するための儀式的なものであった」（船橋・長谷川・飯島、2012：99）という。ここには、北村の抱いていた安全性に対するこだわりは無視されている。

6. 「開発は住民を幸せにしない」

鹿島開発は成功し、むつ小川原開発は失敗に終わった、とみる向きもあるだろう。両者の違いについて、「ロスの灯り」（連載第12回）はいう。

まず、鹿島開発の場合、「開発対象の3町村の全地主に所有地の4割を提供させ、その代金を払う。そのうち開発区域の地主には、提供させた土地を集めてつくる代替地から、元の所有地の6割に相当する分を渡す。全員が公平に4割減り、お金が入る。開発区域の農民は代替地で農業ができる。『六四方式』と呼ばれた」。それに対して、むつ小川原開発の場合、「青森県の方法は、鹿島より乱暴だった。農業はやめて、工場で働けばいいとして、基本的に代替農地を用意しなかった。農業から工業への転換こそが所得向上の道とする、北村正哉の考え方からいくとごく自然な行為だった」。

簡単にいうと、鹿島では「農工両全」をめざし、むつ小川原では農業から工業へという社会的分業の変革をめざした。結果はどうだったか。六ヶ所村村長として開発拒否を貫いた寺下力三郎は在任期間中に鹿島を視察して、「代替地が都市化の波に洗われたり、農民が多額のお金でぜいたくにおぼれたりし、農業を続けられなくなっていくことに気づく」。これが理想と現実の落差というものだった。むつ小川原の場合、もっと悲惨である。土地を手放したはいいものの、代わりが来なかったわけで、ある意味で開発難民のような状態におかれたのだった。結局、開発とは何か。寺下は戦前の朝鮮半島での体験や鹿島視察をつうじて、「開発は住民を幸せにしない」という確信を深めたという（連載第12回）。

寺下の確信は、群馬県・榛名山の北麓に位置する東村の反開発の哲学をもった村長の思想につうじる。1947年から71年まで24年間にわたって村長を務めた大塚康平という人物である。村の箱島集落から流れ出る箱島湧水をテーマにした「小さな森の大きな恵み」（にっぽん水紀行第4回、1988年5月10日、NHK放送）というTV番組に出演していた（番組出演時、83歳）。その冒頭でいう。

「わたしたちは森林の子ですから、木がなくなって芝生になっていることは悲しいことですね。小鳥が来ていいるところがないんです。山の動物もすむところがないんですよ。鳥も獣もどこかへ行っちゃいました。わたしどもは芝居をみるとときには東京に行きますけれども、そこに住もうとは絶対に思いませんね、やっぱり帰ってきたいんです、ここへ。そりゃあ。生産力が低かろうが、生活程度が低かろうが、物資が乏しかろうが、そんなことはあまり関係ないです。」

この言葉の意味は、番組の進行とともに、明らかになっていく。村長在任期間中、この人はたとえ村人が出稼ぎに行かざるを得ないとしても、企業誘致や観光開発を一切しなかった。そして村有林を活用した林業による収益で、税金のない村をつくる夢をもっていた。その夢が実現することにはなかったが、森林という更新可能な資源の活用の範囲内で生活していく、という哲学はもちつづけているようだ。「開発という言葉は大嫌いです。何を開発するのだろうか、ということです。・・・これはあまりいい言葉ではないですね。」

だが、2代のちの村長・飯塚八郎は、この村に最初の開発を導いた。村有林の一部（150ヘクタール）をゴルフ場に転用したのだ。「木がなくなって芝生になる」とは、そのことを指している。ゴルフ場の誘致によって70人の雇用が生まれ、その人たちの年間の賃金を合計すると村の年間農業生産額に匹敵するという。また、村有林の株をもっていた村民には株数に応じて配当金が支払われ、住居の改築や墓石の再建などに使われた。

しかし箱島湧水から流れ出る川で鉄砲水が出た。川の護岸工事を行なわざるを得なくなった。その際には、ゴルフ場から村に1000万円の寄付金があった。護岸工事の場所はかつてホテルが飛び交う名所だったが、寄付金はそれを再現するための「ホテルブロック」という資材の経費に充てられた。

ゴルフ場は、したたかである。開発に伴う負の側面については金銭で補償しようとする。背景には、18ホールの施設を拡大して、9ホール増設しようというもくろみがあったのだ。説明会で村人は当然の疑問を発する。「湧水が枯れてしまうのではないか？」それに対するゴルフ場側の説明は「2キロ離れていますから」というだけで、保水能力は維持できる、という保証にはならないものだった⁽¹⁴⁾。

この番組自体に結論はない。だが、湧水の恵みは目につきやすいが、その背景には豊かな森林があるのだ、その森林がなくなってしまうと湧水もなくなるのだ、という訴えは容易に理解することができる。だから、湧水あつての村だとするのなら、森林という更新可能な資源を活用する範囲内の経済活動を考えていかなければならないのであり、それは開発とは一線を画することになるわけである。

こういった観点からみれば、「農工両全」をうたう鹿島開発も成功だったとはいえないだろう。そしてとどまることなくすすむ海岸侵食もゴルフ場を誘致した東村の護岸工事と同様に、開発の失敗を物語っているのである。

では、開発とは何か。それが自然環境の改変である限りは、既存の自然環境やそれを土台とする人間生活に影響を与える。その負の側面はあまり語られることはなく、もっぱら経済効果のみが持ち上げられる。だが長期的にみたとき、両者を単純に足し合わせてみても、プラスと出ることはないだろう。

第3節 蓋が開いたパンドラの箱の行方

1. 安全性への不信

2011年3月の地震によって、原発のシヴィア・アクシデントは現実のものとなった。だがそれは決して「想定外」だったわけではない。福島原発事故の以前から、次のような指摘が行なわれていたのだった。

2007年7月24日、日本共産党の福島県委員会と県議団、および「原発の安全性を求める福島県連絡会」が東京電力に対して、「福島原発10基の耐震安全性の総点検」を申し入れていた。これは2007年7月16日に発生した新潟県中越沖地震を踏まえてのものだったが、そのなかの第4項目には「福島原発はチリ級津波が発生した際には機器冷却海水の取水が出来なくなることが、すでに明らかになっている。これは原子炉が停止されても炉心に蓄積された核分裂生成物質による崩壊熱を除去する必要がある、この機器冷却系が働かなければ、最悪の場合、冷却材喪失による苛酷事故に至る危険がある。そのため私たちは、その対策を講じるように求めてきたが、東電はこれを拒否してきた。柏崎刈羽原発での深刻な事態から真摯に教訓を引き出し、津波による引き潮時の冷却水取水問題に抜本的対策をとるよう強く求める」とあり、まさに今回の事故が起こり得ることを指摘していたのだった。日本共産党に関連していえば、同様の疑問点は同党の吉井秀勝（衆議院議員、京都大学工学部で原子力工学を専攻）から政府に対して再三提起されていたが、実質的な対応は行なわれてこなかった。

さらに、2009年6月には、岡村行信（産業技術総合研

究所活断層・地震研究センター）が経済産業省の総合エネルギー調査会・原子力安全部会で、大規模津波に対する安全対策の必要性を指摘していたが、これも無視された（『朝日新聞』2011年3月25日付、6月11日付）。

さかのぼって十数年前、高木仁三郎は1995年1月に発生した兵庫県南部地震の被害を踏まえて、「核施設と非常事態」という論稿を発表し、そのなかで、原発や核燃料施設は地震や通常兵器による攻撃、飛行機の墜落、津波、大火などの緊急事態への備えが不十分だと指摘していた。従来、そういった議論をすること自体が「想定不适当」（「想定外」につうじ）とされてきたが、それでは済まないというのである。さらに、「多重防護」という原子炉の安全原則も不十分だとしている。「多重防護」というのは「あくまで施設内部の事象が外に広がらないための護り」であり、「施設にとってまったく外部的な要因に対する護り、いわば外から内への護り」が欠落しているからである（高木、1995：821）。

このような指摘や要請はほとんど無視されてきたのだった。

2. 社会学的分析の不適切さ（1）——珍奇な概念を持ち込むな

その結果として、予測可能だったシヴィア・アクシデントが現実のものとなってしまった。

この事態を前に今後どのようなことが起こり得るのか。それを検討する前に、先行する社会学的分析の不十分さについて指摘しておきたい。

先ほど取り上げた『核燃料サイクル施設の社会学』（船橋・長谷川・飯島、2012）の著者の一人、船橋が同書に関連して、「福島原発震災の教訓」（船橋、2012）と題する短い論稿を公表している。その本論に入ると、「逆連動型技術」という概念が提示される。これは、「受益を高めようとすればするほど、それに連動して受苦や格差が増大するような技術」のことだという。「受益」と「受苦」が一对となるわけだが、「受苦」なる用語の不適切さはすでに指摘しておいた（井上、2001：12）。しかしこの人はその指摘に従うことはない。どうしてだろうか。「原子力推進の担い手」に問題を指摘しても耳を貸さないので同じ心性によるのかもしれない。それはともかく、普通、原子力発電所などは火力発電所、工場、ゴミ処理場、墓地、刑務所、軍事基地などと並んで、「迷惑施設」とされる。英語では、「Not in my back yard」の頭文字をとって、「NIMBY」といわれたりもする。あえて逆連動とする理由は何か。既存の概念で済むのだ。

3. 社会学的分析の不適切さ（2）——全体をみよ

この逆連動について、「原発は、被曝労働を含む定常的汚染、放射性廃棄物、事故による汚染の危険性という三つの側面において、逆連動型技術であり、・・・」（船橋、2012：50）と述べるとき、ウラン原料の採掘から製錬にいたる原料調達の問題がすっかり抜けているのはどういうことなのだろうか。現在、日本国内でウランの採掘は行なわれていないとはいえ、1950年代後半から鳥取・岡山県境の人形峠周辺ではウランの採掘が小規模ながらも行なわれ、その鉱滓による被害は現在もつづいているの

である。あるいは、海外の採鉱地域においては、被害状況はより深刻なものだろう。核燃料は輸入しているから除外されたのかもしれないが、「三つの側面」に限定していることは認識の甘さを露呈している。なぜなら、ウラン採掘労働者の被曝や放射性廃棄物の不法投棄問題は核燃料サイクルと「深い所で通じ、原子力開発そのものを根本から告発しストップをかけていく重要な意義を帯びている」(土井, 1990: 127) からである。

さらにいえば、船橋・長谷川・飯島 (2012: 40) にある「図1-2 核燃料サイクル概念図」(原図は、高木 (1991: 4), によるとされる) にはきちんとウラン鉱山から製錬の過程が明示されているにもかかわらず、その点が抜け落ちているのはなぜか。他人のつくった図を引用しただけで、その意味を理解していないということなのかもしれない。

4. 社会学的分析の不適切さ (3)

——社会学的分析とは形式化することではない

逆運動と並んで、今度は「二重基準の連鎖構造」という概念が登場する。定義はともかく、次のようなことをいいたいようだ。

「東京などの大都市圏は受益圏として、膨大に電力を使用しつつ、原発操業に伴う危険性を自ら負担することはせず、福島県や新潟県にそれを押しつけるという形で、二重基準を採用してきた。福島県や新潟県は、原発立地に伴う経済的・財政的メリットを享受しつつ、放射性廃棄物は青森県に排出するという形で、青森県との関係においては、二重基準を採用してきた。さらに、青森県は、高レベル放射性廃棄物の暫定的貯蔵によって、経済的・財政的メリットを享受しつつ、最終処分地になることは拒絶し、どこか他の地域に高レベル放射性廃棄物を排出することを要求しており、未定の最終処分地との関係では、二重基準を採用している」(船橋, 2012: 50-51)。

大都市圏と原発立地県との関係性を描いているのだが、問題の核心からははずれているといわざるを得ない。住んでいる場所は関係ないからだ。そのうえ電力会社(東京電力)の収益構造をみると、家庭用の販売量が40%なのに対して、産業用は60%を占めており、しかも会社の利益の90%が家庭用から得られているというのだから、驚きである(『朝日新聞』2012年5月24日付, 7月4日付)。これは、電気を使う家庭からの取奪によって電力会社は存続し、産業界に奉仕している、という構造であり、真の受益者は産業界であることがわかる。その点を踏まえていえば、大都市圏に住んでいる人間は単なる受益者だとして、電力会社や企業を免罪するような議論は全く不適切というほかない。また、「圏」などという地理的概念を使用することの問題性も、すでに指摘したとおりである(井上, 2001: 12-13)。

その一方で、この二重基準の採用を促進しているのが、電源三法交付金などの原発マネーだとしている。そして、ここからの論理的帰結として、「もし、電源三法交付金などの形で、立地に伴う経済的・財政的メリットを拡大する制度的仕組みがないのであれば、各地域の立地の可

否の判断に際して、安全性／危険性を巡る議論はもっと真剣になったであろうし、安全性の追求については非妥協的に手厚い対策を実現することが必要になったであろう」(船橋, 2012: 51) とする。この記述は、どこか論理が逆転しているような感がある。というのは、そもそも原発関連施設を受け入れるメリットは「カネ」にあるからだ。もし「厳重な対策をとっているから絶対安全だ。だから受け入れろ」とだけいわれたら、要請される側は受け入れるだろうか。迷惑施設の受け入れには何らかのメリット(見返り)がなければ、原発立地はすまない。迷惑に対する対価が必要なのであり、関係者のあいだで、その「迷惑」と「代償措置」の均衡(あるいは、交換の正当性と呼んでもいい)がとれていると判断されれば、一定の収束を得るのである⁽¹⁵⁾。ところが、大上段に「受益」と「受苦」を振りかざしていくと、この均衡問題がみえなくなってしまうのだ。

ところで、原発の安全性についての「非妥協的」で「手厚い対策」とは一体どのようなものなのだろうか。原発は「負の効果が、いくら費用を投入しても原理的に解消不能」(船橋, 2012: 51) としている一方で、こうした「条件付き促進」のような話になってくると、著者の立場に対する不信感を増幅させることになる。

ここで取り上げた社会学的分析の事例は、大都市圏と原発立地県の両者を支配・隷属の関係として捉えようとしている。しかしその一方で、両者を対等な交換関係とみることもできるのである。そして原発関連施設の立地地域には変化も生じている。

5. 真正「原子力村」の形成

改めて確認しておく、電源三法交付金は「原発のもたらす雇用効果も他の工場などと比べると小さいので、電源立地によって得られた国民経済的利益を地元へ還元する」というのがその趣旨である。そのうえ、原発と他の既存の産業、とりわけ農林漁業が共存することは「風評被害」もあって、難しい。このことは何を意味するのかといえば、原発を誘致した市町村は既存の産業が淘汰されて、やがては主として原子力業界の関係者から構成される地域になる、ということである。この点とかわかって、「福島原発」関連地域の調査をつづけている開沼博が「最初は青森の六ヶ所村をやりようと思っていたんです。そこを訪ねるうちに、この村のおばあちゃんたちも全員死んで、農業もダメになっていったときに、この村は原発の施設関係者だけの村になるのだろうなと思ったんです。電力の利害関係者だけに占拠された、それこそウムの上九一色村みたいに……」(佐野, 2011: 223) と述べているのは興味深い指摘である。

原発が立地する地域はもともと過疎地域なのだから、近い将来、真正の「原子力村」になっていくだろう⁽¹⁶⁾。そうすると、外部からのチェックはいま以上にはたらくにくくなるかもしれない。そしてある種の逆転が起こるのではないか。「受苦」などという「ヘーゲル左派」の用語を使って被害を全面的に引き受けているかのように語られる地域が実は、「受益者」として語られる他の地域を搾取して支配する、という事態である。「原子力村」は電気料金に上乗せされた「迷惑料」を集積させて、自

己の権力を拡大しつづけていくのである。

このように考えると、原発は迷惑施設などといっはられない。原発とそれを取り巻く制度は、「原発」を媒介にしながら支配と従属の逆転の構図をつくり出しているのである。それはすでに十分に完成の域にあり、今回の事故によって白日のもとにさらけ出された、というべきなのかもしれない。それは何よりも、事故後もつづく電力会社の頑なな態度に表れているようにみえる。

第4節「脱原発」をめぐる状況

1. 都知事選と「脱原発」——もう一歩前へ

とはいえ、福島原発以後、全体としてみれば脱原発への流れは必然的なものである。ここではいくつかの「状況」をみておくことにしたい。

まず取り上げるのは、東京都知事選挙である。猪瀬直樹が政治献金疑惑で辞職したのを受けて、2014年2月9日、東京都知事選挙が行われた。候補者が乱立気味だったが、主要な争点は「脱原発」にあった、とみなされている。投票日は東京としては例外的な大雪の翌日で、そのために投票率も低かった⁽¹⁷⁾。こうなると組織票が際立つことになって、「脱原発」候補は後退した。

そもそも、東京都内に原発があるわけでもなく、原発からつくられる電力の享受者の分際で何をいうのか、という疑問の声があった。その一方で、都民としては電気が必要な分だけ使えればいいわけで、その大元がなんであろうと知ったことではない。問題は原発を促進して電力の供給源にしようとしてきた電力会社にあることは明白である。だから、「脱原発」とは電力会社を相手にいうべきことであって、電気の利用者としてはどうでもいいことだったのである。

とはいえ、「脱原発」という主張にも一定の支持者がいた。それを選挙の結果に反映できなかった。何かいい手立てはなかったのか。例えば、各家庭に太陽光発電装置を備えてもらうために、「費用の8割（多ければ多いほどよい）を東京都が補助します」というのはどうか。家庭における太陽光発電を促進すれば電力会社の支配から自立への道が開かれる。そうすれば電力会社の発電量は減少し、「脱原発」につながっていく。そのうえ初期投資さえできれば、家庭の電気料金は大幅に減少し、家計の節約につながる。

「脱原発」だけいっても漠然とし過ぎていて、耳元を通り過ぎるだけだ。はったりでもいいから、「太陽光8割補助」くらい大声でいわなければ、都民の耳には残らなかったのだ。

2. オリンピックの政治利用

2020年に東京でオリンピックを開催することが決まっていた。都知事選挙ではそのこともいくぶんかは話題になった。「脱原発でオリンピックを」という候補に対して、東京オリンピックの組織委員会会長に予定されていた元総理大臣の森喜朗は「原発ゼロならば東京オリンピックは返上する」という趣旨の発言をした。発言の時点で森は組織委員会会長に正式に決まったわけではなかった。また仮に組織委員会会長であっても、独断で「返上する」

ことなどできるのか、という大きな疑問もあった。

この点にかんしては、古賀茂明が鋭い指摘をしている。森の発言は都知事選挙にオリンピックを利用している、というのだ。古賀の指摘はその通りだと思うが、この人は森発言の裏を取っていたのだった。つまり、東京オリンピックの開催に当たって日本政府はIOCに対して、電力問題をどのように説明していたのかを洗い直したのである。日本政府は何と、「原発なしに電力供給は可能」といっていたのである。古賀の原文を引用しておこう。

「日本政府は、原発を動かさないと日本の経済は立ち行かないと常々言ってきた。本当にそうだと信じているのだとすれば、IOCに対して、日本政府はどのような説明をしていたのか。原発が動かなければ、電力が足りないと、日本経済は立ち行かないと説明していたのだろうか。

その答えは、意外と簡単に見つかった。それは、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が、13年1月7日、IOC本部（ローザンヌ）へ提出した14項目から成る立候補ファイルの中にあった。250ページを超える豪華なカラー刷りのファイルはネット上でも閲覧可能だが、全部で60MBを超える重たい資料だ。相当な金を使ったなと一目でわかる。

問題の箇所はそのファイルの『08 競技及び会場』の項、121ページ以降に『既存の電力供給能力』という記述で掲載されている。詳細な説明を読んでみて驚いた。一言で言えば、『原発なしでも2020年の電力需要に「余裕で」対応できる』と言っているではないか。

このことは、日本政府に対する深刻な不信を呼び起こす。もし仮に、政府が、原発なしでは電力供給や日本経済に不安があると信じていたとすれば、日本政府はIOCに大嘘をついていたことになる。汚染水は『アンダーコントロール』と言った安倍総理大臣の大嘘と並び、嘘で塗り固められたオリンピック誘致だったことになるのだ。

一方、仮に、IOCに本当のことを言ったのだとすれば、今度は、日本政府が日本国民を欺いていることになる。どちらにしても、政府は嘘つきだということに変わらない」（古賀茂明「官々愕々第95回・森元首相の『お馬鹿発言』」『週刊現代』2014年2月8日号）。

おそらく、原発など稼働していなくても電力供給は十分に可能、というのが日本政府の見解のはずである。現にそうなのだから、これ以上の根拠をあげる必要はない。日本国民は軽くみられたことになる。

3. 原発と電気のセット販売の破綻

その都知事選挙では自民党、公明党の押す候補者が当選したことで、自民党は勘違いながらこれで原発促進だ、と考えているようだ。だが話はそれほど単純にはすまない。そのことは当事者もわかっているはずである。

ということで、日本の原発メーカー3社（東芝、三菱重工業、日立）は国内の新規増設の見込みがないとみて、海外に活路を見出そうとしている。福島事故が起こる前、民主党・菅内閣のとき、「パッケージ型インフラ輸出」のなかに原発が入っていた。「パッケージ型」というのは、

途上国に対して、上下水道や交通（道路、鉄道、空港、港湾）などの経済活動の基盤事業に援助するだけでなく、運営管理や維持補修なども込みで関与していこう、というものだった。そこに、原発による電力供給事業も入っていた。しかし福島事故後、東京電力はこのパッケージから撤退せざるを得なくなった。その結果、原発に関してはとりあえずメーカーのみというかたちになって、「パッケージ型」の一端が崩れ去ったわけである。

そのメーカーはどうなっているのかというと、まず、東芝はリーマンショック後の不正会計が明るみに出て、さらにウェスティングハウス社を買収したことによってその子会社の負債を引き受けることになり、巨額損失を出すに至っている。また、三菱重工はトルコにおける原発計画の先行きが見えない状態であり、日立が計画しているイギリス、アングルシー島の原発建設もアメリカの建設会社が撤退してしまったことによって行き詰まりかけている。

では、国内はどうか、というと、民主党は「2030年代までに原発ゼロ」といったわけだが、自民党はあいまいな態度をとってきた。ただ経済産業省は「エネルギー基本計画」の原案で、「原発をベース電源に」としている。「ベース電源」とは聞き慣れないが、以前「基幹電源」といっていたのと同じなのだろうか。ニュアンスとして、「基幹」とすると中心を占めるような感じになってしまうので、妙な外来語でその位置づけをぼかしているのだろう。

その後、政府案の方針が発表された。原発はベースロード電源だということ。何だ、それは、といたいところだが、『『ベース』と『ベースロード』』とともに、季節や時間帯にかかわらず一定の電力を発電し続ける原発の特徴を示す表現だが、より技術的な『ベースロード』に改めることで、原発重視の印象を薄めるねらいがある」（『朝日新聞』2014年2月20日付）のだという。

とはいえ、実際のところでは、石油がないと原発も動かせないわけで、本来、原発は「基幹」にも「ベース」にも「ベースロード」にもなり得ないのだが⁽¹⁸⁾。

4. むのたけじに存在意義を認めた人々

民主主義はある意味でゲームであり、ゲームを終わらせるような全体主義はタブーである。それはおそらく、いかなる個人といえども全能ではない、というところに起因していて、諸個人の対立を乗り越えて妥協点を見出していくところに、よりよい答えがある、とする判断に基づいているのだろう。いずれにしても対立や紛争を避けてはいけないのだ。その意味で、自分と異なる他者の存在を尊重していかなければならない。

この点で、戦前新聞記者を務め、戦後は故郷に近い秋田県横手市で週刊新聞「たいまつ」を発行しつづけたむのたけじの「告白」がおもしろい。1963年に「たいまつ」は創刊16年を迎え、その間の歩みをまとめた『たいまつ16年』を刊行した（むの、1963=2010）。その際、「編集方針からすれば対抗勢力」ともいうべき元市長、元市議会議員、商工業者の3人が発起人になって出版祝賀会を開いてくれたという。どうしてこのような会を開くことになったのか、むのが3人に尋ねると、「『たいまつ』は

おらだちの敵だ。敵ながら、つぶすわけにはいがねのだ」と答えたという（『朝日新聞』2014年1月28日付夕刊）。

おそらく彼らにとってみれば「敵」の情報も重要なわけで、それをつぶしたら貴重な情報源を失って、自分たちも途方に暮れることになるかもしれない、という判断があったのだろう。

原発が立地する村や町でも類似した話がある。原発容認派も、原発反対派には頑張ってもらいたいと願っている、というのである。批判勢力の厳しい監視がないと、原発の危険性や事故が隠蔽されてしまう恐れがある、というわけである。この点について、高橋秀実「危険な日常——若狭湾原発銀座」のなかで、福井県大飯町（現・おおい町）の前町長の息子で、役場勤務の時岡兵一郎に次のように語らせている。

「反対運動は大切ですわ。」

「原発誘致は全員賛成ではあかんのですわ。大体、賛成55、反対45くらいがちょうどええんですわ。」

「全部賛成は困ります。原発ベッタリになってはいけませんわ。これくらいのバランスだと、安全管理もしっかりやってもらえるから、ちょうどいいんですわ。運動が盛り上がり過ぎて反対が50を超えたときは、しばらく冷却期間をおくんです。そうするとやっぱり原発に頼らざるを得ないという気になる。そして反対熱が冷めたあたりにすっと始める。それが理想です。おやじもそういう考えだったと思いますわ。」

この言葉を受けて、高橋は「反対運動は推進のための機能」だとしている（高橋、2009、238-239）。全くその通りなのである。ただし、それは産業の乏しい過疎地だからいえることなのかもしれない。そこで、もう少し一般化していうと、対立は単なる対立ではなく、よりよい状況をつくりだしていくための必要事である、といえるかもしれない。なぜならば、反対派が賛成派を圧倒し、脱原発への道をすすむこともあり得るからである。ちなみに、対立のこのような側面にいち早く注目して理論化をはかった人物がアメリカの社会学者、ルイス・コザー『社会的対立の機能』（L.Coser, 1956）であった。「対立は新たな統合に向かう一過程」というわけである。

第5節 展望——結びにかえて——

開発の経過は別として、すでに原発や核関連施設は存在している。それをすぐになくすことはできない。おそらく人類滅亡の時期まで、核と共存していかなければならないのである。それを前提として、原子力利用をめぐる対立関係や、原発立地地域と電力の一大消費地の関係は基本的には、連合的な関係にあるとみることができるとはである。つまり、起こり得る事故の危険性への認識については、協力可能な関係にあるとみてよいのである。

日本政府は2018年7月3日、第5次エネルギー基本計画を閣議決定した。それによると、2030年度の電源構成に占める原発の比率を20~22%に設定している。だが現実には原発の新規増設は困難であるし、既存の原発の本格的な再稼働にかんしても住民や自治体の同意を得るこ

とは難しいところだろう。結局、原発相当分の代替エネルギー源への移行は不可避であり、脱原発への道筋ははっきりとしている。原発の立地する自治体は補助金に依存することなく地域自立への道をつくっていかねばならないし、原発メーカーは廃炉作業と高レベル放射性廃棄物の処分を主要な任務として生き残っていかなければならない。

原発に代表される「原子力の平和的利用」政策は行き詰りをみせている。それは脱原発運動以上に、原発推進勢力内部の問題である。「東京に原発を！」の真意は原発推進勢力内部における脱原発化という社会的過程を経て、現実のものとなっていくだろう。これはもちろん、「資本による資本の変革」（井上、2017）の一局面にほかならない。

<注>

(1)以下に、原発の過疎地立地にかんする「第5回原子力政策円卓会議」議事録の原文を掲載しておく。

【吉村】吉村清は高速増殖炉など建設に反対する敦賀市民の会代表委員——引用者注 先ほど伊原先生から、東京は土地代が高いので過疎地に行くんじゃないという話だったのですが、こういう人を食ったような発言は私はぜひ撤回をしてほしい。では立地はどのようなのか。安いから来るのか。これはもう明確に、立地の指針の中に「人口の希薄地帯」と、一番最初に明記してあるわけです。

だから今の伊原委員長代理の発言ですと、東京は土地が高いから東京にできないのだと。ではそれならば立地指針の一番最初に書いてある、「原子力発電所の立地は過疎地」といったような項目は抜いたらどうですか。これがあるということは、それだけのリスクがあるからそういう項目が最初に入ってきていると思うんですよ。だから原子力委員会の方がそんな考え方で立地を考えておるとするならば、これは私は大変な問題だと思うのです。

【伊原】私は先ほど簡単のために申し上げたので、それがすべてではありません。おっしゃるとおりです。まず原子力施設が大きな事故を起こす可能性はゼロではないわけですから。その時に受ける人口集団の線量をできるだけ低くすると……

【吉村】そういうことです。そのとおりです。

【伊原】これが一番重要なポイントであります。ですからそういう意味で人口密集地を避けるというのが一つです。それから、そのためにはかなり広い離隔距離、長い離隔距離とりたいということもあります。それもありますので、広大な土地が望ましいと。」

(2)「東京に原発を！」という一句は広瀬隆の著作に基づいている（広瀬、1981=1986）。念のためにいうと、同書は東京に原発を誘致しようということが主眼ではなく、東京に原発を建設することは「可能だができない」とする「原子力関係者」が「おそれている」「何かを」暴きだすことを主題としている。

(3)シヴィア・アクシデントとは「過酷事故」と訳され、「設計で想定していた事象を超え、炉心の重大な損傷に至

る事故」と規定されている。

(4)鹿島神宮の鎮座する茨城県鹿島町は、1995年9月1日に大野村と合併して市制を施行した。その際、すでに佐賀県に鹿島市があるため、同一名称とするわけにはいかず、「鹿嶋市」という表記を採用した。とはいえ、鹿島の地名がすべて鹿嶋に変わったわけでもないので、ここでは従来通り鹿島と表記する。

(5)工業用地に進出した核燃料サイクル関連施設とは、ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、核燃料再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターからなり、事業主体は日本原燃株式会社である。このうち、ウラン濃縮工場と低レベル放射性廃棄物センターは1992年から操業を開始し、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターは1995年に操業開始、核燃料再処理工場は1993年に着工されたものの事故や設計ミスにより、未完のままになっている。

(6)「ロスの灯り」は2012年3月19日から4月14日まで、26回にわたり連載された。単行本（朝日新聞特別報道部、2012）にも収録されているが、ここでは新聞連載から引用する。

(7)北村正哉は1916年、三沢の牧場経営者の長男として生まれ、陸軍の獣医（将校）として太平洋戦争に出征。戦後は公職追放期間には家具店を営み、解除ののち、大三沢町議会議員に当選、その任期途中から青森県議会議員となり、副知事を経て、1979年から1995年まで、4期16年にわたって青森県知事に在任した。2004年1月26日に脳梗塞のため死亡。

(8)北村の回想記『人生80年』はもともと、『朝日新聞・青森版』に連載されていた記事を中心にまとめられたものである。1999年に青森県を訪ねた際、その連載を知り、いずれ白神山地のことも記事になるのだろう、と期待していた。翌年、朝日新聞青森支局に電話で尋ねたところ、すでに単行本になっているとのことで、白神山地にかかわる該当箇所をコピーして送っていた。その際、単行本の入手方法についても尋ねていたのだが、「青森市の成田本店ならば入手できるかもしれない」とのことで、現在わたしの手元にあるのは、同書店から郵送してもらったものである。

(9)日本原燃サービス株式会社は核燃料サイクル事業を目的に、1980年に設置された。1992年に日本原燃産業株式会社と合併して、日本原燃株式会社となった。本社は現在、六ヶ所村にある。

(10)むつ小川原開発株式会社は工業用地の造成と分譲を担当する第三セクターで、出資者は、国（北海道東北開発公庫）、青森県、そして経団連傘下の企業150社だった。だが、2000年に債務1852億円を抱え破綻し、事業は新むつ小川原開発株式会社に引き継がれた。

(11)電事連とは、北海道、東北、東京、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄の各電力会社の連合体である。

(12)動燃（動力炉・核燃料開発事業団）は核燃料サイクル事業の推進事業体だが、1995年12月の「もんじゅ」ナトリウム漏出事故や、1997年3月の東海村再処理工場の爆発事故などの不手際により、1998年に新法人として解体的に再発足することが決まって、核燃料サイク

ル開発機構となった。その後原研（日本原子力研究所）と合併して、現在は日本原子力研究開発機構となっている。

(13)有沢広巳（1896－1988年）は経済学者、統計学者であるが、原子力政策の推進者として知られている。

(14)東村は2006年3月に吾妻村と合併し、東吾妻（ひがしあがつま）町になった。大字箱島はTV放送当時、戸数160、人口700人で、コンニャク栽培と養蚕を主要な産業にしている、と紹介されていた。また、箱島湧水は一日あたり3万トン（10万人分の飲料水に相当）の湧出量がある、と紹介され、1985年には環境庁が選定した「名水百選」の一つに指定されている。

なお、この村につくられたゴルフ場とは「伊香保ゴルフ倶楽部」で、名誉会長は田中角栄だった。1984年10月に「岡崎城コース」が開業し、その後、1992年10月に「清瀧城コース」が開業している。つまり、増設に関しては村民とのあいだで合意が得られた、ということだろう。ところが、2007年11月には、負債504億円を抱えて民事再生法の適用を申請し、2008年6月にフューチャーインベストメント社が新設した子会社に譲渡されるに至っている。

(15)この「交換」についてずばり、「原発は過疎化が進む地方自治体と、安価な電気が大量に必要な都市住民とのふつうの商取引なのである。核燃料税などで、都市住民の所得を、原発立地自治体に移転し、安く電気を作らせて貰っているだけであり、それが民主的なプロセスであるかぎり問題ないのである」と指摘する向きもある（藤沢、2012）。

(16)この点に関連して、NHKが行なった六ヶ所村の住民意識調査の変化は興味深い。調査は、「NHK・六ヶ所村アンケート」と題するもので、「高レベル放射性廃棄物について」という項目のなかの第一問で「あなたは村が高レベル放射性廃棄物の最終処分地になることについて反対しますか？ 次の中から一つだけ選んで、番号を丸で囲んでください」と尋ねている。回答欄は「①反対する ②反対しない ③わからない（理由： ）④その他（内容： ）」となっている。1995年の調査（任意抽出により690人を対象とする郵送調査で、回答数は199人）では、①が81.2%、②が11.8%だったのに対して、2018年の調査（4877の世帯および事業所を対象とする郵送調査で、回答数は518人）では、①が51.9%、②が39.7%となり、23年間に3割ほどに考え方の変化がみられるのである（以上、ETV特集「核の‘ごみ’に揺れる村 苦悩と選択 半世紀の記録」2018年6月7日放送、より引用）。これは村が日本原燃をはじめとする核関連企業への依存を強めていることの反映である。

なお、この調査は社会調査の方法論からみれば、質問文自体に「反対」へのバイアスがかかっていたり、2018年調査の回収率が郵送調査としてみてもやや低いことが気にはなるが、村民意識の一応の目安にはなるだろうと思われる。

(17)2月9日の投票率は全体で46.14%だった。内訳は、区部で46.48%、市部で45.38%であり、43年ぶりに区

部が上回った。その要因について、東京都選挙管理委員会は「大雪の影響が市部でより深刻」だったため、としている（『読売新聞・都版』2014年4月2日付）。

(18)原子力発電という方式には、投入エネルギー量に対して、それを上回る産出エネルギー量があるのか、という疑問が付きまとっている。原発が石油代替エネルギーになるわけでもないし、石油がなくなれば原発も動かなくなる、というわけである（槌田、1982：78－86）。

<文献>

- 朝日新聞特別報道部、2012、『プロメテウスの罠・2』学研。
Coser, L., 1956, *The Functions of Social Conflict*, Free Press.
土井淑平、1990、『環境と生命の危機』批評社。
藤沢数希、2012、「なぜ東京に原発を作らないのか？」『アゴラ』2012.3.8（=http://agora-web.jp/archives/1438240.html, 2018.9.17閲覧）。
船橋晴俊、2012、「福島原発震災の教訓」『書斎の窓』2012年6月号：48－52。
船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編、1998、『巨大地域開発の構想と帰結 むつ小川原発と核燃料サイクル施設』東京大学出版会。
船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子、2012、『核燃料サイクル施設の社会学』有斐閣。
広瀬隆、1981＝1986、『東京に原発を！』集英社文庫。
井上孝夫、2001、『現代環境問題論』東信堂。
井上孝夫、2017、「社会学の独自性をめぐって」『千葉大学教育学部研究紀要』66巻1号：293－302。
北村正哉、2000、『人生80年 前青森県知事北村正哉の軌跡』。
むのたけじ、1963＝2010、『たいまつ十六年』岩波現代文庫。
中岡哲郎、1972、『コンビナートの労働と社会』平凡社。
佐野真一、2011、『津波と原発』講談社。
高木仁三郎、1991、『下北半島六ヶ所村 核燃料サイクル施設批判』七つ森書館。
高木仁三郎、1995、「核施設と非常事態－地震対策の検証を中心に－」『日本物理学会誌』50巻10号：818－821＝2012、『高木仁三郎セレクション』岩波現代文庫：101－115。
高橋秀実、2009、『からくり民主主義』新潮文庫。
槌田敦、1982、『資源物理学入門』日本放送出版協会。

<付記>

本稿は、『白神山地・屏風山通信』第45号（2012年6月30日発行、21－34頁）、第46号（2013年1月25日発行、31－37頁）、第48号（2014年6月10日発行、57－66頁）に掲載の小論を全面的に改訂し、新たにまとめたものである。